

令和4年 1月西区区連会定例会資料

1 行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

[自治会・町内会長へのお知らせ・報告]

1 戸部警察署管内犯罪等概況について

〔お知らせ〕

(戸部警察署)

(議題1の資料参照)

2 西区内の火災・救急概要について

〔お知らせ〕

(西消防署)

(議題2の資料参照)

3 令和4年度家庭防災員研修受講者及び地区連絡員の推薦 について

〔依頼〕

(市連会・西消防署)

(議題3の資料参照)

自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる家庭防災員研修を開催します。

令和4年度につきましても、家庭防災員研修受講者及び地区連絡員の推薦について御協力いただきますようお願いいたします。

(1) 家庭防災員研修受講者の推薦

ア 推薦期限

令和4年3月31日(木)

イ 推薦方法

「家庭防災員研修受講者推薦書」に御記入の上、西消防署まで返信してください。

ウ 推薦人数

何人でも構いません。

エ 推薦条件

満15歳以上、西区在住、過去に受講された方でも可

(2) 家庭防災員地区連絡員の推薦

ア 推薦期限

令和4年3月31日(木)

イ 推薦方法

「家庭防災員地区連絡員推薦書」に御記入の上、西消防署まで返信してください。

ウ 推薦人数

各連合町内会・自治会2名まで

エ 推薦条件

家庭防災員の経験が1年以上ある方、再任でも可

(3) 問合せ先

西消防署総務・予防課予防係

電話:313-0119 FAX:313-0119

E-mail: sy-nishi-sy@city.yokohama.jp

【1月下旬に依頼文及び資料を自治会町内会長あて送付します。】

4 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について

〔お知らせ〕

(市連会・健康福祉局)

(議題4の資料参照)

- (1) 新型コロナウイルスワクチン高齢者等の追加接種(3回目接種)の前倒しについて
新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)について、横浜市では既に医療従事者等及び高齢者施設入所者等を対象に前倒し接種を進めています。
このたび、さらにワクチン接種を加速します。その他の高齢者(65歳以上)の3回目の接種間隔について、原則2回目接種完了から8か月以上経過した方としていましたが、新たな変異株の感染拡大防止策等として、接種間隔を前倒しします。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)の集団接種会場について
新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)について、横浜市では市内医療機関約1,900か所での個別接種の他、令和4年2月から順次、集団接種会場を13か所設置します。
なお、案内図等、会場に関する詳しい情報は、今後、広報よこはまや本市ウェブサイト等でも随時お知らせします。
- (3) 問合せ先
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当
電話:671-4841
E-mail:kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

【1月下旬に資料を自治会町内会長あて送付します。】

5 「はまっ子どうし The Water」事業の終了について

〔お知らせ〕

(市連会・水道局)

(議題5の資料参照)

平成15年度以来ご愛飲いただいていた「はまっ子どうし The Water」事業について、環境問題等を考慮し、終了することとしましたので、お知らせいたします。

なお、現在の在庫を売り切るまで販売します(販売終了見込み:令和4年秋ごろ)。

(1) 問合せ先

水道局公民連携推進課

電話:671-3085 FAX:212-1169

E-mail:su-kouminrenkei@city.yokohama.jp

【1月下旬に資料を自治会町内会長あて送付します。】

6 内港地区の将来像と山下ふ頭の再開発に係る意見募集 への協力をお願いについて

〔依頼〕

(市連会・港湾局)

(議題6の資料参照)

バイブリッジ内側の「内港地区の将来像の検討」と「山下ふ頭再開発の新たな事業計画の策定」に向けた市民意見募集を開始しましたので、応募の御協力をお願い申し上げます。

(1) 募集期間

令和3年12月23日～令和4年6月30日

(2) 応募方法

ア リーフレット付属はがき

イ インターネット入力フォーム

・ スマートフォン:QRコードからアクセス

・ パソコン:市(港湾局)のホームページからアクセス

※ 付属のアンケート形式によらない自由な御意見・アイデアも歓迎します。

(3) リーフレット配布場所

市民情報センター(市庁舎3階)、18区役所広報相談係、主要鉄道駅、
各図書館及び各行政サービスコーナーのPRボックス

(4) 問合せ先

港湾局意見募集担当(市庁舎30階)

電話:671-4686 FAX:651-7996

E-mail:nigiwaiiken@city.yokohama.jp

【1月下旬にリーフレットを自治会町内会長あて送付します。】

7 2022年度「にこまち助成金」のご案内について

〔お知らせ〕

(西区社会福祉協議会)

(議題7の資料参照)

西区地域福祉保健計画(にこまちプラン)の推進につながる地域活動を支援するための「にこまち助成金」について、広く活用されるよう区民の皆様への周知について御協力をお願いいたします。

(1) 2022年度事業に対する助成金申請受付期間

ア 申請金額が5万円を超えるもの:年3回

第1回 令和4年2月14日(月)～2月28日(月)

第2回 令和4年5月17日(火)～5月31日(火)

第3回 令和4年9月14日(水)～9月28日(水)

イ 申請金額が5万円までのもの:通年

※ いずれも受付は平日(月曜～金曜)の9:30～16:30まで

※ 申請に関する相談については随時対応します。

(2) 問合せ先

横浜市西区社会福祉協議会

電話:450-5005 FAX:451-3131

E-mail: info@yoko-nishishakyo.jp

【1月下旬にチラシ(5部)を自治会町内会長あて送付します。】

8 令和4年度西区環境行動推進功労者表彰の候補者推について

〔依頼〕

(地域振興課)

(議題 8 の資料参照)

令和4年6月頃開催予定の西区環境行動推進本部総会で西区内の環境行動に功労のあった個人または団体の表彰を行います。

つきましては、地域において、ごみの減量・リサイクルにかかわる実践活動、啓発活動など、3Rの推進に功労のあった個人又は団体に対し、令和4年度西区環境行動推進功労者表彰候補者を御推薦くださいますよう御依頼申し上げます。

(1) 候補者数

個人又は団体について、原則として各地区3候補以内の推薦

(2) 推薦基準

西区環境行動推進功労者表彰推薦基準のとおり

(3) 推薦書

西区環境行動推進功労者表彰推薦書のとおり

(4) 提出期限

令和4年2月28日(月)

(5) 問合せ先

地域振興課 資源化推進担当(4階47番)

電話:320-8388 FAX:322-5063

【地区連会長に依頼文を配付します。】

9 西区土砂災害ハザードマップの更新について

〔お知らせ〕

(総務課)

(議題 9 の資料参照)

神奈川県により新たに土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定(令和3年3月23日告示)されたことに伴い、西区土砂災害ハザードマップの内容を更新しました。

事前の備えやご家族、地域での話し合いなどに、ぜひご活用ください。

(1) 更新内容

ア 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の追加

イ アの指定に伴う土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の見直し

ウ 「土砂災害警戒情報」の発表とともに「避難指示」を発令した際に開設する避難場所(一本松小学校)や、警戒レベル(避難情報)の記載の追加

(2) 配架、掲載場所

区役所1階総合案内窓口、4階51番窓口、西区ホームページ等

(3) 問合せ先

総務課庶務係(4階51窓口)

電話:320-8310 FAX:322-9847

E-mail:ni-bousai@city.yokohama.jp

【1月下旬にハザードマップを自治会町内会長あて送付します。】

10 「『実は身近な SDGs』シンポジウム」の開催について

〔お知らせ〕

(区政推進課)

(議題 10 の資料参照)

SDGs について、最近名前はよく聞くけれども、具体的な中身や、生活との関わりについてはよくわからないという方もいらっしゃるかと思います。

西区では、神奈川大学と連携して、SDGs について理解を深めていただくことを目的に、「『実は身近な SDGs』シンポジウム」を初めて開催します。

日本 JC 公認 SDGs アンバサダーの嶋田亮氏によるわかりやすい入門講座のほか、区内等身近なところで広がる取組紹介、若い世代による SDGs の実践に向けた発信を行います。

西区など横浜市での若者の取組や課題の認識から、横浜の未来を一緒に考える機会にできればと思いますのでぜひご視聴ください。

(1) 日時

令和4年2月19日(土) 14時～16時(予定)

(2) 視聴方法

当日は、後日送付するチラシに記載のQRコードや西区ウェブサイトから配信サイトにアクセスしてご視聴ください。

(3) 問合せ先

区政推進課企画調整係(4階49番窓口)

電話:320-8327 FAX:322-9847

E-mail:ni-kikaku@city.yokohama.jp

【1月下旬にチラシを自治会町内会長あて送付します。】

11 地方自治法改正に伴う自治会町内会認可制度の変更について

〔お知らせ〕

(市連会・市民局)

(議題11の資料参照)

自治会町内会の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日公布の地方自治法の改正により創設された制度です。

このたび、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

(1) 問合せ先

地域振興課(4階47番)

電話:320-8386 FAX:322-5063

【1月下旬に資料を自治会町内会長あて送付します。】